

船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令の一部を改正する政令案要綱

第一 船舶安全法第四条第一項の規定を当分の間適用しない船舶の範囲から、沿海区域を航行区域とする旅

客定員を有する船舶等を除くものとする。

(本則関係)

第二 この政令は、令和七年六月一日から施行するものとする。

(附則関係)